

あなたも市民後見人等養成講座を受講しませんか？

今年度は8月から9月にかけて市民後見人等養成講座の<基礎編>を開講します！

この講座は市民後見人の養成を主な目的とするものですが、受講される皆さんの暮らしに役立つ情報についても幅広く提供する予定です。

こんなことを学びます

- ① 成年後見制度などの「権利擁護支援」をするうえで必要な知識
- ② 「介護保険制度サービス」、「消費者被害と成年後見制度」、「相続と遺言」、「エンディングノートの上手な使い方」など、安心な暮らしに役立つ知識

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすうえで役立つ知識・情報についても幅広く学んでいただける講座になっています。



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

令和5年度 松江市市民後見人等養成講座 <基礎編>

- ・日 程/令和5年8月26日(土)・9月2日(土)・9月9日(土)の3日間
- ・会 場/松江市市民活動センター STIC 201号室 (松江市白潟本町43)
- ・対 象/松江市民の方 ・受講料/無 料
- ・お問合せ・お申込み/松江市権利擁護推進センターまで

日 程	主な学習内容
1日目 令和5年8月26日(土) 9:30~15:15	・まもるくんと学ぶ地域における権利擁護支援講座 ・成年後見制度とは? など
2日目 令和5年9月2日(土) 9:30~15:20	・障がい者の理解、障がい福祉サービス ・高齢者の理解、高齢者を支える制度 など
3日目 令和5年9月9日(土) 9:30~16:00	・遺言と相続 ・身寄りのない方の支援ガイドラインのご紹介 ・市民後見人とは? など

成年後見制度に関する講演会を開催します！

今年も成年後見制度講演会「ご存じですか？成年後見制度」を開催します！法テラス島根法律事務所の三村弁護士を講師にお迎えし、成年後見制度についてわかりやすくお話ししていただきます。成年後見制度に関心をお持ちの方のご参加をお待ちしております。

また、講演会終了後には、弁護士や社会福祉士等による無料の「法と福祉のなんでも相談会」を開催します。

いずれも事前のお申込みが必要です。詳細は松江市権利擁護推進センターまでお気軽にお問い合わせください。

講演会 日 時/令和5年7月22日(日) 13:30~15:00 (13:00受付開始)
会 場/島根県民会館 2階多目的ホール (松江市殿町158)

相談会 日 時/令和5年7月22日(日) 15:15~16:45
会 場/島根県民会館 (詳細は当日ご案内いたします。)

- 編集後記 -

7月で当センターの開所から丸2年を迎えます。まだまだよちよち歩きのセンターとスタッフですが、司法・行政をはじめ、たくさんの関係機関の皆さんのお力添えにより日々の業務に取り組んでおります。

今年度からは「権利擁護サポーター」制度も始まります。市民の皆さんと権利擁護の「心」を共有できたらいいなと思い、今からわくわくしています。

(中村)

成年後見制度と権利擁護に関するご相談や出前講座のご依頼は下記までお気軽にお問い合わせください。

松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター

〒690-0852 松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター3階

電話：0852-27-8389 FAX：0852-67-1330 Eメール：mamoru@shakyou-matsue.jp



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

まもる

発行元
第4号
2023.6

松江市権利擁護推進センター
TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330
メール mamoru@shakyou-matsue.jp
〒690-0852 松江市千鳥町70番地
松江市総合福祉センター3階

「まつえ権利擁護サポーター制度」が はじまります！

あなたもいっしょに学びませんか？

認知症や障がいなどのために判断能力が不十分となっている方がいつまでも地域で安心して暮らすことができるように支えることを「権利擁護支援」といいます。

私たち松江市権利擁護推進センターでは、誰もが、どんな状態であっても、住み慣れたこの松江でいつまでも安心して暮らし続けることができるようにするためには、地域の中に「権利擁護」を大切にする心（「権利擁護マインド」）を持ってくださる方をひとりでも増やすことが大切だと考えています。

これを実現するための第一歩として、今年度「まつえ権利擁護サポーター制度」を立ち上げることとなりました。

この制度の目的は、当センター職員が講師となって開催する出前講座を通じて、広く市民のみなさんに権利擁護支援や成年後見制度などに関する基礎知識について学んでいただき、ひとりでも多くの方と地域における権利擁護マインドを共有することにあります。

私たちは、権利擁護マインドに満ちあふれ、誰もがいつまでも安心して暮らすことのできる松江を、市民のみなさんと一緒になって作っていきたくと考えています。

あなたも、地域における権利擁護支援の大切さについていっしょに学びませんか？

出前講座の内容です！

(基本プラン)

★は必須科目

科目名	時間
① 地域の状況	10分
② ★地域でこんなことがありました (ビデオ「つばきさんの一生」の視聴)	20分
③ ★「権利擁護支援」ってなんだろう？	30分
④ 権利擁護支援の必要な方を みんなで支えるしくみ	

(追加プラン)

科目名	時間
ア 地域における権利擁護支援の実践報告	30分
イ 成年後見制度について	30分
ウ 市民後見活動について	30分

研修内容についてはご相談に応じます！



まつえ権利擁護サポーター研修を受講された方には
もれなく「まもるくん缶バッジ」をお渡しします！

出前講座のお申込み・ご相談は松江市権利擁護推進センターまでお気軽にご連絡ください。

2月に市民後見人養成講座【基礎編】を開催しました！

令和5年2月4日、18日、25日（各土曜日）の3日間の日程で令和4年度の松江市市民後見人等養成講座【基礎編】を開催し、31名の市民の皆さんにご参加いただきました。

今回の講座では、「身寄りのない方の支援」というテーマを共有しながら、地域の権利擁護支援や成年後見制度の基本、市民後見活動などについて学びました。また、「遺言と相続」や「消費者被害」、「エンディングノートの書き方」など、誰もが気になる知識についても幅広く学びました。



講座のひとつコマ。皆さん真剣に耳を傾けておられました。

受講された方からこんな声をいただきました！

-  「家族のため、自分のために、知識として学びたいと思って受講を決意しました。」
-  「自分の老後を考えて勉強し、元気なうちは誰かのお世話をしたいと思い受講しました。」
-  「私には子供がいないので、今後のことを考えて受講しました。」
-  「権利擁護支援の基礎について学びたいと思ったため受講しました。」
-  「この先の実務講座を経て、要支援者と地域と一緒に伴走していきたいです。」

「市民後見人」育成・活動の状況について

誰もが必要なときに安心して成年後見制度を利用できるようにするための体制づくりが全国で急がれています。そのための仕組みのひとつとして「市民後見人」の育成が今大きな注目を集めています。

松江市における市民後見人育成の流れは、下記の図のとおりです。



本紙発行日時点における市民後見人の育成および選任の状況は下記のとおりです。

市民後見人等養成講座【基礎編】修了者数	202名
市民後見人等養成講座【実務編】修了者数	82名
市民後見人候補者バンク登録者数	19名
これまでに市民後見人に選任された人	7名
現に市民後見人として選任されている人	5名

市民後見人等養成講座 修了生の声

門脇 昌徳さん（令和3年度修了生）
民生児童委員・まつえ市民後見学びの会会長



私が市民後見人養成講座を受講したきっかけは、「これからは『市民後見人』が必要になるはずだ」と感じたことでした。また、市民後見に関する知識が民生児童委員としての活動にも役立つのではないかと考えたことも受講した理由です。とはいうものの、はじめは「市民後見」どころか「成年後見制度」そのものがよくわかりません。そこで、「少しでも知識の幅を広げられれば」と思い、まずは気楽に講座に参加しようと考えました。

講座で学ぶ内容は知らないことばかりでしたが、新しい知識に触れるのはとても楽しい経験でした。講座を修了して初めて新たな疑問を持つことができ、議論ができるようにもなりました。

今後も多くの市民の皆さんに、ぜひ肩の力を抜いて楽しく受講していただきたいと思っております。

現在、私は市民後見人養成講座修了生の有志が結成した「まつえ市民後見学びの会」の会長として、研修会の開催などを通じ、市民後見や権利擁護支援についての理解を深める活動を行っています。会では定期的な研修会を開催しておりますので、市民後見人養成講座を修了された方にかぎらず、広く一般市民の皆さまにもお出かけいただきたいと思っております。

松江市権利擁護推進センター 令和4年度の実績

松江市権利擁護推進センターの開所から約2年が経過しました。スタッフ一同、あらゆる境遇にあるご本人の尊厳ある暮らしを守るために、そして、ご本人が真にメリットを享受できる成年後見制度の活用を目指して、日々の業務に取り組んできました。ここでは令和4年度の相談実績についてご報告します。

(1) 相談件数

	新規			継続
	一般市民	関係機関	後見人等	
訪問	1	5		13
来所	27	15	1	7
電話	35	51	4	38
その他		2	1	2
計	63	73	6	60

	新規	継続
合計	142	60

令和3年度との比較でみると、一般市民の方からの新規相談はプラス13件、関係機関の方からの新規相談はプラス29件と大幅に増加しました。

(3) 受任者調整結果

候補者選出団体	件数
弁護士会	9
司法書士会	4
社会福祉士会	7
松江後見センター	13
法人	12
市社協（市民後見）	1
弁護士と法人	1
受任者調整件数	47

令和4年度に成年後見人等の候補者調整を行った件数は47件となりました。令和3年度（令和3年6月のプレ実施～令和4年3月）の調整件数は27件であったことから、後見人等候補者の調整件数も大幅に伸びてきている状況です。

(2) 新規相談内容の内訳（重複あり）

令和4年度の新規のご相談内容としては、「成年後見制度に関するご相談」が最も多く寄せられました。これに次いで多かったのが、「日常生活自立支援事業に関するご相談」でした。

	一般市民	関係機関	後見人等
成年後見制度の相談	35	34	
日常生活自立支援事業	3	18	
金銭管理	6	14	
その他権利擁護に関すること	7	5	1
成年後見申立て支援	6	6	
任意後見について	8	3	1
高齢者あんしんサポート事業	6	3	
財産管理	1	2	3
身上保護		2	4
判断能力		6	
相続・遺言	1	5	
債務・浪費	3	3	
住居	4	2	
後見人の交代・辞任	3		2
財産・資産	3	1	
福祉サービス	2		1
身元保証	1	2	
虐待・権利侵害	2	1	
法人後見について		1	
市民後見について		1	
診断書・鑑定書	1		
家庭裁判所への業務報告・手続き		1	
不正・苦情	1		
消費者被害	1		
入院・医療			1
合計	94	110	13

令和5年度の主な事業計画について

松江市権利擁護推進センターでは、令和5年度の主な事業計画を下記のように定め、取り組みを進めていきます。

- ① 松江市社協地域福祉課および地域包括支援センターとの協働による次の事業の実施
 - ・「まつえ権利擁護サポーター制度」（地域での啓発研修）の実施を通じて、松江市民の皆さまと「権利擁護マインド」について学び、共有する。
 - ・「成年後見制度に関する地域出張ふくしなんでも相談」の実施
- ② 前年度と同様に、権利擁護支援および成年後見制度に関する相談受付、本人がメリットを感じられる後見人候補者の調整（受任者調整）等にも力を入れて取り組みます。